

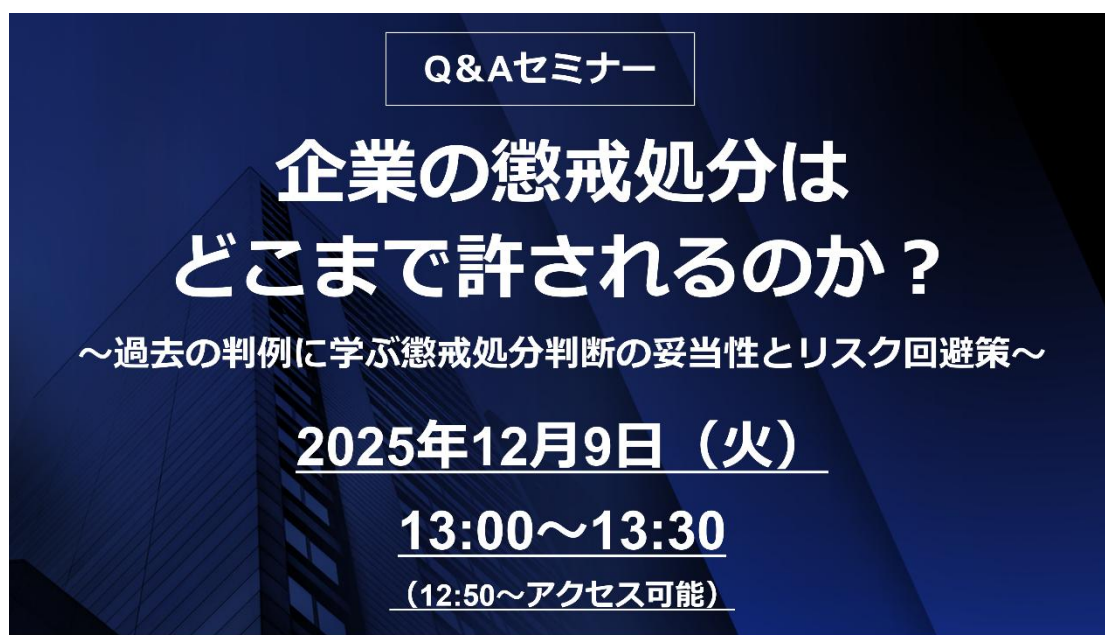
報道関係者各位

2025 年 10 月 30 日

アララ株式会社

人事・労務担当者の疑問を解消！**Web セミナー「【Q&A セミナー】企業の懲戒処分はどこまで許されるのか？」を****12 月 9 日（火）に開催**

ペイクラウドホールディングス株式会社（東証グロース：4015）の傘下で各種ITソリューション事業を展開するアララ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：門倉 紀明）は、株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：豊田 晃）と共催で現在、企業の懲戒処分に関するWebセミナーを開催しております（2025年9月4日（木）、10月2日（木）、11月11日（火））。この度、各回の参加者から寄せられたご質問にお答えするWebセミナー「【Q&A セミナー】企業の懲戒処分はどこまで許されるのか？～過去の判例に学ぶ懲戒処分判断の妥当性とリスク回避策～」を12月9日（火）に開催することが決定いたしました。

【申し込み URL】 https://us06web.zoom.us/webinar/register/2017587672317/WN_iGntzeJjTHWmXDHPvXXOtw

近年、従業員の問題行動や「問題社員」に関連する労働トラブルが増加しています。しかし、こうしたケースに対して適切に懲戒処分をおこなっている企業は多くありません。中には、これまで一度も懲戒処分を実施したことがなく、対応の方法が十分に理解されていない企業も見受けられます。さらに、懲戒処分を誤って実施した場合には、企業の判断や対応が裁判で争われる可能性があり、そのリスクを避けるために対応をためらう企業も少なくありません。就業規則に沿って処分をおこなった場合であっても、処分の妥当性や手続きの適正さが問題となり、最終的に無効と判断されることもあります。

本セミナーでは、2025年9月4日（木）、10月2日（木）、11月11日（火）に開催された「パワハラ編」「業務命令違反編」「経歴詐称編」にて寄せられたみなさまのご質問に、労働問題に精通した弁護士が講師としてお答えします。貴重な機会ですのでぜひご参加いただき、今後の貴社の取り組みにご活用ください。

■開催概要

開催日時：2025年12月9日（火）13:00～13:30（12:50～アクセス可能）

形式：Webセミナー（Zoom）／参加費無料（事前登録制）

共催：株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO／アララ株式会社／ペイクラウドホールディングス株式会社

申し込み：https://us06web.zoom.us/webinar/register/2017587672317/WN_iGntzeJjTHWmXDHPvXXOtw

※講師・共催企業と同業の方、土業の方、個人の方はお申し込みをお断りする場合がございます。

※講師・講演内容は予告なく変更になる可能性がございます。

＜アララ株式会社 会社概要＞

会社名：アララ株式会社（ペイクラウドホールディングス株式会社の100%子会社）

所在地：〒107-0062 東京都港区南青山 2-24-15 青山タワービル

URL：<https://www.arara.com/>

設立：2023年10月

代表者：代表取締役社長 門倉 紀明

事業内容：メッセージングソリューションを始めとするソリューション事業

＜プレスリリースに関するお問い合わせ＞

ペイクラウドホールディングス株式会社 コーポレートコミュニケーション部

（アララ株式会社は、ペイクラウドホールディングス株式会社の100%子会社です）

メールアドレス：pr@paycloud.inc

※記載されている会社名及び商品名/サービス名は、各社の商標または登録商標です。

※プレスリリースに掲載されている内容、お問い合わせ先、その他の情報は、発表時点の情報です。その後予告なしに変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。